

第3回自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会 議事録

平成20年7月30日(水) 16:15~17:20

【事務局】 ただいまから第3回自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、毎回大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、今回につきましては急遽の研究会の開催となり、大変過密な日程の中、また、遅い時間からの開催となり、誠に申し訳ございませんでした。

本日は、先日の総点検委員会を受け、自立促進援助金の廃止に伴い講ずべき措置等についての論点整理をお願いしたいと考えております。

それでは、研究会の議事進行につきまして、新川委員をお願いしたいと思っております。毎回、恐縮ではありますが、新川先生、よろしく願いいたしたいと思っております。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは、早速、進行させていただきたいと思っております。

前回の総点検委員会、親委員会で大きな基本的な方針といたしまして自立促進援助金制度の廃止ということ、そして、それに代わる返還免除制度の導入、また、何がしかの激変緩和措置といったようなところについて、委員会としてのご方針決定をいただいたかと思っております。

本日は、その方向に基づいて、なお市の側で課題としてこられました対象者の範囲、また、返還免除とするにいたしましてもその免除基準、これらをどうするのかといったようなところ、また、前回総点検委員会では委員の皆様方の中から、例えば平成16年度からの新規の方に限ってはどうかというようなご意見も出ておりました。前回総点検委員会に研究会の検討の結果として、こんなところではないでしょうかということをお話をさせていただいた基本にありますのは、平成13年度以降について違法な状態にあるとされた大阪高裁の確定判決をベースにして考えてはどうかというおおよその方向は出させていただいていたわけですが、基本的にはその方向でという委員の方々は多かったかとは思いますが、幾つか別のご意見もございました。また、免除基準ということにつきましても、国基準、生活保護の1.5倍程度というのが原則ではないかということですが

が、これにつきましても、やはり現行の基準と国基準の中間あたりというのを考えてはどうかという激変緩和に属するのかもしれませんが、そういうご意見もいただいております。

このあたり、当研究会としても一定整理をした上で、次回の総点検委員会に研究会からの報告を申し上げ、この自立促進援助金制度についての総点検委員会としての報告を何とか8月中にはお出しできれば、こんなふうに考えておりますので、今日はひとつよろしくご検討のほどを、中坊先生、安保先生、よろしく願いたいと思います。

それでは、事務局から少し資料をお手元に出していただいておりますが、これについてご説明をいただきますでしょうか。

**【事務局】** 本日、お手元に自立促進援助金制度廃止に伴い講ずるべき措置等についての論点ということで、少し本日の研究会の議論の参考になればと思ひましてご用意させていただきました。

これまでの総点検委員会、あるいは研究会の議論を私ども事務局として承ってきた中で、こういった4点ぐらいの整理が必要なのかなということでご用意させていただいたものでございます。

まず1点目につきましては、自立促進援助金制度を基本的に廃止していこうというご意見でありますけれども、その廃止の時期。自立促進援助金は、現在、平成19年度分から執行を見送っております関係で、19年度分から遡及できるのか、そういったこと。あるいは、遡及して廃止した場合には、当然、借り受けた方には予測外の不利益が生じますので、こういった配慮が必要であるのか。そういった観点があるかと考えております。

それから、自立促進援助金制度の廃止に伴っては、返還が困難である方について免除制度を新たに創設したらどうかというご意見も頂戴しておりました。この免除制度の創設について、その手続等について少し検討が必要ではないかと考えております。

3点目といたしましては、奨学金を借り受けた方に対する対応でございます。私ども事務局としては、これまで返還を求める対象、あるいは所得判定を実施する対象をどの範囲にするかということで困っておるといふご説明をさせていただいていましたけれども、同様に、自立促進援助金制度を廃止した場合にも、直接

返還を求める対象者をどの範囲に、あるいはどういう理由で求めていくべきか、そういったことについて少し検討が必要ではないかと考えているところでございます。

最後に、返還免除基準につきまして、先ほどの新川先生のご説明と同様でございますが、国基準と同等とすべきであるかどうか。あるいはその他の基準を設定できるか、すべきか。また、基準を厳しくした場合に、借り受けておられる方に予測外の影響が出ると思います。そういった方に対する配慮をどのようにしていくべきか。こういったところが論点として考えられるのではないかとということでご用意させていただきました。よろしくお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは、この論点につきまして、また、これでは言い尽くせていないというところもあるかもしれませんので、中坊先生、安保先生からそれぞれご意見をいただければと思います。

まず今日の、事務局でこれまでの議論の中でまとめていただいた4つの論点、これについてどうお考えかというところから少し議論を始めていきたいと思いますが、そういう形でもよろしゅうございますでしょうか。

【中坊】 この順番で検討していけばいいかと。

【新川】 わかりました。

それでは、まず最初に、自立促進援助金制度廃止の時期ということについて、これをどう考えるかということでございます。廃止の時期、19年度に遡及し廃止すべきかということにつきましてご意見を賜ればと思います。これも実は平成19年度の援助金の支給そのものが停止されているという状態で、その返還請求については、もう20年に入っておりますけれども、改めてやらなければならないという状況もございますので、そういう点も踏まえてご意見を賜ればと思います。年度は20年度に入っていますが、19年度分はまだ残ったまま、そのまま宙ぶらりんで残っているという状況でございます。

どうぞ、中坊先生、よろしくお願いいたします。

【中坊】 まず、私は、本来、法律の建前というのは、法律不遡及の原則ですから、このように変更される、あるいは廃止されるというときには遡及しないというのが本来の法律の大原則ではないかという気がします。だから、今論議して、今廃止す

るというのに、その効力が遡るということは、本来はおかしなことではないかと、大原則から言えばそうだと思うんです。

しかし、この援助金問題については、実は援助金を支給するということが奨学金の貸付ということの法律関係から見ますと、結果的には債務者にかわって市が代理弁済したと。だから、返済が終えてしまっておる。したがって、平成18年度までの分は、私が個人的に考えるのでは、貸付金そのものが存在しない。だから、そういう意味でいえば、たまたま平成19年度から予算執行停止という異常な状態の中でその返済が行われていない。すなわち貸付債権が残っておるということになるので、それじゃ、それが一番早いというか、本来、法律不遡及の原則なんだけれども、その実態から見て、遡及することになるけれども、平成19年度から援助金制度、その効力を遡らせてやるということが1つのものの考え方がなと私個人は考えておるんですけど、しかし、言われるように、そういう法律不遡及の原則がありながら、その原則と實際上違う結果に終わるということについてのリアクションというのは考えないかもしれないけれど、私は、そういう意味では、貸付債権として存在している限り、援助金というのをやめて、別のいわゆる貸付金の免除という問題に変わっていくということが、やむを得ないのではないかと。私は、これは市民感情にも合うんじゃないかなと私個人はそういうふうに思っているんですけど、理屈づけは。

【新川】 ありがとうございます。

安保委員はいかがでしょうか。

【安保】 前回の委員会でも、一応廃止するという方向で委員会で確認していただいて、その理由についても、当研究会で述べたところについてその方向でと、本委員会でも委員の先生方の了解が得られたと思うんです。ということは、自立促進援助金の制度は、判決で言うように、やっぱり見直しが遅過ぎたと。そういう判断のもとに、一応廃止しようという結論にするのであれば、速やかにその制度を廃止したほうがいいと思います。

中坊委員がおっしゃるように、法律の制度として、あった制度について、それを遡及して制度をなくすということは、本来の原則からいえば極めて異例だとは思いますが、市の見直しが遅かったせいでこういうことになったということですので、それを今見直しをして、そういう反省の上に立っているのであれば、

現在、予算も執行せずに終わっている平成19年度から廃止すべきであると考えます。

ただ、とすると、やっぱりいろいろな問題が生じると思いますので、それについては起こり得る問題を整理した上で、それに対しての一定の救済措置というのを設けるべきだと思うんです。それは、平成19年度の分に限るとかそういう形で一定の特別の措置を設けたほうが、このまま維持をしているいろいろな手を尽くすよりは、そちらのほうが本来的な対処の方法だと思います。

【新川】 ありがとうございます。

基本的には、廃止の時期について平成19年度に、事実上は遡及をして考えてはどうかという点で両先生からご意見をいただいたかと思います。理屈づけとしては、やはり19年度は援助金がまだ交付されず、とまったままで、その手続もまだこれから。この制度が残るとすればこれからやらなければならない。そういう状況ですから、そういう意味で、この援助金制度の廃止を19年度から考えることもできるだろう。また、これまでの市としての対応の仕方、13年度新規支給分から違法とされているということに対して対応が後手後手に回ってきているということからしても、この予算執行を止めた19年度からというのがよいのではないかということでご意見をいただきました。

ただ、両先生からもありましたが、やはり不測の事態といえますか、予想外の不利益ということも当然考えられますので、具体的にどういうケースがありそうなのかということも踏まえつつ、きめ細かな対応が必要だと。要するに、この際、決断をして制度をやめるということであるから、19年度からやめるのですが、しかし、そのことによるいろんなリアクションがありそうなので、そこはきめ細かに扱ってはどうかと。一応そういうご結論をいただいたかなと思いますが、そういう方向の整理で、まずは、当研究会の整理としてはよろしゅうございますでしょうか。

また、事務局で、予想外の不利益、あるいは不測の事態ということについては少しご検討をいただき、また、必要に応じて総点検委員会あるいは研究会があれば、そういうところで情報提供をいただければと思います。

続きまして、2番目、奨学金返還困難者に対する返還免除制度の創設について。

この制度の創設そのものについては、前回総点検委員会でもご同意をいただい

ていた点ではございますけれども、改めまして、この返還免除制度の創設、それから、免除の手續ということについて、当研究会としてのご見解を確認させていただければと思います。いかがでございますでしょうか。返還免除制度の創設と、それから、返還免除に当たって毎年度の返還免除の申請手續をしていただく、それについての判定をするという手順については特に問題ございませんでしょうか。

あと、返還手續については事務局で何か論点がございましたら。

【事務局】 私どもも設けるとすれば、一部、国の同和奨学金については現実に返還免除の基準がございまして手順がございまして、基本的には同じような手順を設けていくべきかなと思っておりますが、その点についてご確認をお願いしようとしたわけですので、特にそれ以上のことはございません。

【新川】 このあたり、少しずるいことになるかもしれませんが、一応、国のやり方というのをモデルにしながら、実態に合わせて考えていくということによろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、やはりちょっと議論のある3つ目の論点でございます。

長期間、自立促進援助金を支給されている借受者に対する対応についてということになります。つまり、そういう方々に奨学金の返還というのを求めるということになります。また、そうした方々に柔軟な措置をどういうふうにとっていくか、非常に悩ましいところではありますが、この点について、先ほどの事務局からのご説明では、特に確定判決の範囲、京都地裁での判決、それから、京都市として平成16年度から新たに改正された要綱の範囲、これらについて、どういう範囲で考えていくのかということもあるのですけれども、その中でも、長期間支給を受けている方々についてどういうふうに対応を考えていったらいいのかということでございます。

このあたり、実際にどういう理屈立て、あと、奨学金の返還を求めていくということになるのか、また、柔軟な対応ということになっておりますが、このあたりもどういうふうに対応をしていけばいいのか、実務的には大変なことになるかと思っておりますが、先生方からご意見をいただければと思います。

中坊先生は、このあたりはどういうふうに……。

【中坊】 私は、長期間にまたがって行われておって、それで、今になってから返還せよ

と言われるということが、1つの大きな問題点になっていくということはよくわかると思うんですけども、しかし、実際言えば、長期間やったから保護されないといけないということでもないし、それから、この方が「信頼していた」と言われるけど、その信頼していたところの行政の在り方が裁量の範囲を超えて違法だという判断を受けている以上、結果的においては、私は基本的には、非常にご迷惑をおかけするけれども、やはり奨学金を受けた方の負担という形の中で、あと何が可能かということを考えていかないと。だから、原則は、やはり私は、基本的にはやむを得ないと。

別の見方によれば、非常に長期間の方というのは、損得だけからいえば、既に長い間援助金の支給も受けておられるわけです。だから、実質上、自分の負担ではなしに、そういう市民の税金等によって、結果的には賄われてきたということがあるという側面も一片においてはあり得るという視点もある。したがって、非常に長期間になって、今になってからという気持ちは理解できるけれど、その気持ちというものを法律的に保護すべき対象に本来当たり得るのかなと。現にその方が、それじゃ、債務不存在の裁判を起こす、自分がいわゆる何らかの不当な損害を受けたと。その気持ちはよくわかるんですよ。また、実際、それ以上に、これは市当局の方がそういうところに行かれるときにも「何を言うてるねん」というご返事を受けられるだろうということも想像にかたくないんですけども、しかし、同時に、やはり違法というところまで判断されなければいけなかったほど裁量の範囲を逸脱しておったということから来る痛み、それじゃ、誰がその痛みを受けるのかと。

私、実態的に言えば、おかしな話ですけど、これは「それじゃ、堪忍しておこう」ということになれば市民の負担になるのか。それとも、いや、どうしても回収するねんと言えば、その奨学金をもらわれた方の負担になるのか。あるいは住民訴訟と同じように、これは市長の責任で、それを指揮した市長個人の責任なんだということで終わるのか。この3通りしかないわけです。誰が負担するんだということは、答えとしては実質上その3者しかあり得ないということになってくれば、市民の負担にかかわるのか、そういう奨学金を貸与された方の負担になるのかという非常に苦しい選択になってくるけども、基本的には、僕はやむを得ないと思います。

ただ、私は国の免除ということは今詳しくはよくわかっていないんですけど、免除というのももちろん法律行政ですから、法律行政で行う以上は画一的に法律に基づいて行わないといけない。しかし、返還困難な事由の範囲というものはいろいろな考え方もまたあり得ると。特に、もちろん法律行政ですから基準というものを作る、いわゆる国基準かなんかという基準に基づいた判断をしないと、恣意的な判断でやるというのは、それはちょっとおかしい。しかし同時に、だからといって所得基準だけでもって判断してよいことかどうか。やはりその方々の健康状態であるとか、家族構成であるとか、生活体系であったとか、今どういう状況であるかという一つ一つの具体的な案件の中で免除をするかどうかを判断していかないかん。僕が言うのはきれいごと聞こえて、実際、市の担当者にしたら、これは非常に、そういうことを言えば言うほど、せっかくそういう法律行政にしておるのに、裁量が入ってくるんじゃないかということになってくるとは思うんです。

しかし、我々検討委員会としての見解、いわゆる第三者的な立場からいえば、市の当局者側としては、多分、こんなにたくさんいろんなことを総合的に判断せえなんて言われたら真に困難だと言われると思うんですけども、しかし、世の中は、やはりどんな法律判断であっても、基本的に言えば、証拠にしても自由心証主義ですし、だから、やはり裁量の範囲というものが行政にも認められておるんだから、まず、国基準で決めたらから、所得基準がこれだからということだけでそれを杓子定規的に適用するのではなしに、そのように非常に長期間、生活体系が既にでき上がっておると。「もう終わる」とにわかになんかそういうことを言われるということも、やっぱり私は1つの事情になり得るのではないかと。

だから、そういうものを総合的に判断して、免除するかどうかということを決めていくということにしなければ、今、妙な計算尺を持ってくると、これもまた複雑になってくるから、そういういろんな要素を重ねて免除をどうするかということを決めていくと。非常に個別的であり、総合的な問題点です。

口で言うのは非常にしやすく、僕の今言うているようなことを、「それじゃ、中坊さん、口で言いはるのはいいけども、それが現実の立場になったらそれできますか」と言われると、私も実は、返還を求めに行く市の担当者の方というあれは、ちょっと私も実感として全然経験もないしわからないので、あるいは僕は

市の職員の方には酷なことを言うておるかもしれないけれど、私は、そこはひとつ市当局者側にもお願いして、もともとこういう事態を起こしたのは、これは同和地区の方々の問題でもなし、市民の問題でもなし、やはり市当局側の職員を含めてのみんなの、ある意味においてミスというか、問題のある行政処分を行ったことの後始末なんですから、非常にその要素が、今言うように、所得基準だけじゃなしに、そういう諸般の事情を考慮していかないかん。その中には、非常に長期間そういう一定の状態が進んでいたということまで斟酌せえと。こういうことになると非常に難しいと思いますよ。

私は、前回の総点検委員会の際に言うたように、また同時に、自主性も持たさないといけない。だから、私は、手続的なんですけど、やはり免除申請というのはまずもって当事者がそれを言ってくださいということだけは厳守していかないといけない。この同和の問題を考えたときに、基本的にはやはり自立促進ということが一番の大きな眼目なんですから、そういう眼目に沿って、案件ごとに具体的妥当性を考えて、さっきから言う自立促進ということが出たときに、特別措置というものが平成13年度で終わっております。いわゆる特別政策というのは一般政策を補完するという意味だけにおいてあったので、原則としては一般政策の中で処理すべきことだという観点も入れて、非常に困難なことだとは思いますが、免除の案件に当たるかどうかということ、市当局ができるだけ客観的に、皆が納得するような制度を作っていただいて、システムというか、一職員が勝手に、これは免除する、免除せえへんというんじゃなしに、何か、誰もが納得するようなスキームづくりというか、規範も、いわゆる今回の我々の議論が既に公開されているのと同じように公開にも堪え得るようなことにしてやっていただくということになってくるんじゃないか。だから、どこかでちょこちょこっと、これは免除する、免除せえへん、総合的やというのじゃなしに、やはりそういう開かれた行政の中においてそれをやっていただく。私の言うているのもちょっと格好よ過ぎるんですけど、私は、そういうふうに個人的には考えております。

【新川】 ありがとうございます。

免除基準の在り方というところまで踏み込んでお話をいただきました。

基本的には、長期間、自立促進援助金を支給されてきていた方々を含めて、この援助金制度の廃止に伴い、すべての方々に返還を求めるとというのが原則という

のが中坊先生のご意見と承りました。

ただし、当然、その際にいろいろな免除基準があり得るということ、そして、国の一律の制度だけではない、個々の事情に合った、しかし、透明性の高い、難しいですね、そういう免除の基準というのをぜひ検討いただきたいというご趣旨だと思います。

【中坊】 それから1つ忘れていました。

免除そのものも、常にオール・オア・ナッシングだろうかと思うんです。全部免除か、免除しないかという二者選択のものだろうかとか、一部免除であるとか、あるいは猶予するとか、そういうことも含めて、免除と言うたら免除するか、免除しないか二者選択だと言えるのか。免除そのものも全部免除、一部免除、あるいは猶予ということもあり得るということにしないと、免除のオール・オア・ナッシングに決めてしまうという対応もあれだし、こっちのほうも免除を一律にオール免除か免除でないのか、全額請求だという二者選択では、私は、こんなことを言えば言うほど市の当局側がお困りになるというのはわかるんですけど、やはりそういう……。

僕は、非常にしゃべってという申し訳ないけど、今回の裁判所の判決を読んでもおっても、例えば古いやつについても、古くから……。

まさに長期間というところが問題になっているようなことの13年より前の問題に関しても、違法とまでは言えないと言われたって、決して「あなたは適切にしました」とは言うてはれへん。目に余るけど、これ以上はあきませんよという結果であって、その意味における画一性というのは理解できるし、わかりよいけれども、実質、一律無審査という形にしてしまったところから来る反省というのは、やはり私は、今の職員は、そんな過去にしはった人のことを今自分が負わないかんのかと言いはるかもしれんけど、やはりその重みというのは市当局側も考えてもらわざるを得ない。決して、平成13年より前が適法なものでありましたよ、裁量の範囲内ですよとは言えない。「違法とまでは言えない」という判断は非常に違法に近い、やはりぎりぎりのラインだということですから、そういう点も考え合わせたら、だから、普通の平坦な海を航海しているんじゃない、既に過去に市当局側も、表現はちょっときついかもしれんけど、そういう負い目のある行政をしたことに対する責任も感じた上での、私は今回の廃止、あるいはそれに伴い同

時に作る免除の手續，あるいはその内容，基準というものになってくるのではないかと。非常に酷なことを言うているというのは僕もわかるんだけども，これはひとつやむを得ないんじゃないかなと私は思っています。

【新川】 ありがとうございます。

ただいま，特に13年度以降とした確定判決以前のものについての考え方もあわせてご披露いただきましたが，これは原則としての，先ほどいただきました援助金制度廃止以後，すべての返還の義務のある方に返還を求めるという原則を補強するという趣旨でいただいたかと思えます。

安保先生は，このあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

【安保】 この制度を考えるについて，ある時期に始まって，皆さん同じ時期に受けられるという問題であれば，本当に問題として考えやすかったかなと思うんですが，長く続いた制度で，奨学金を受けられた時期，それから，支給を受けられて返還が始まるときの自立促進援助金を受けられた時期もそれぞれ違うという問題があるということと，また，判決が時期を区切っているという，そのところがまたすごく悩ましい問題です。また，確定した高裁判決は平成13年度の新規からという理屈でされておりますし，京都地裁の判決は平成14年度の新規からということで時期を区切っていると。そういう問題もある。

時期を区切っている上に，確定した大阪高裁の判決は，それまでの支給について，過去に支給を受け始めた方に関しては，「違法であるとは言い難いと解すべきである」と書いてあるんですけども，ただ，その次に括弧書きで実質的な理由で，一定そういう場合は行政が長い間そういうことを続けていったことについて不測の事態になることについて，行政の裁量の幅が縮小するという考え方もあるという実質的な判断をされているところがあって，それをどう読むかというところがありまして，ですので，質的に，やっぱり平成13年度から新規に受けられた方とそれ以前の方とは違うのではないかという価値判断もできるわけなんです。判決はそういう価値判断のもとに判決をされているので，一律に全部を廃止するので，全部返還請求を求めるときに，この判決の価値判断を尊重しなくていいのかという悩みがあります。実際に返還請求を市が求めていくときに，市の労力とかご苦労とか，それはあるとは思いますが，それでこの結論を左右するわけにはいかない。それは大前提としてあると思うんですけども，こういう判決が

あるときに、その以前の方に返還を求めたときに法律上の理屈としてどうなのかというのは、やっぱり悩むところです。そのところをどこまでどう尊重するかをもう少し考えていくべきではないかというところがあります。

それから、免除の基準について、国の制度の免除制度は収入で判断していて、中坊委員はそれ以外の要素も入れた免除基準というのも作れるのではないかといいところがあるんですが、免除基準について、じゃ、国の基準にかわる、透明性のある、皆さんが納得する基準が作れるかというところが非常に難しいところがあって、そういう基準が、市に対してそういうのを作りなさいと投げることは可能だとは思いますが、でも、果たして実際にできないことを委員会として結論していいのかという……。

じゃ、免除基準として一定こういう基準のほうが望ましいということはこの委員会の使命として言わなくていいのかという、そのところの疑問もありまして、ちょっと、こうすべきだということは今のところ言えないところがあります。

【新川】 ありがとうございます。

安保先生からは、判決の、特に13年度よりも前、12年度以前の方々についての高裁判決が「違法とまでは言えない」ということとあわせて、やはり行政の裁量の範囲が狭まっているところもあるんじゃないかということで、実質的に12年度までと13年度以降の新規のそれぞれの援助金の受給者への市の裁量の範囲の質的な違いということを経験所が一定認めて、その判決が確定したということはどう考えるのかということについて問題提起をいただきました。

また、返還免除基準としても、国の基準以外に市民的な観点からも理解が可能な、しかも明確な、説明可能な免除基準というのはあり得るのかということについてご意見をいただいたところです。もちろんいろんな免除基準、探せば全国的にはいろいろあるでしょうし、それから、もともとの制度の役を担っておりました日本育英会あるいはその後の学生支援機構の奨学金につきましても、一定、免除や、あるいは返還猶予の仕組みというのが作られておりますので、そのあたりは参考になるかもしれませんが、ただ、なかなかやっぱり客観的な基準は、国基準以外には難しいのではないかといいことについて少しご指摘をいただきました。

若干、特に確定判決部分の12年以前と13年以降ということについての判断

を中坊先生はどういうふうにご理解しておられるのか、ちょっと確認だけさせていただければと思います。

【中坊】 私は、感覚的には、確かに裁判所の判断というのも、先ほどおっしゃったように非常に悩ましいところで決めているので、非常に明確な1つの「なるほどな」ということでもないという気がするんです。だから、あまり判決の内容に……。もちろん我々のこの判断の一番、前提にはなるけど、あまりそれに軽々しく言うことじゃなしに、先ほど言うように、免除基準に関することも、やはり非常に長期間にわたって行われてきた一種の、表現はちょっとおかしいかもしれんけど、不祥事というものの後始末という立場におけることと、非常に正規に物事が移る場合と、このような1つの問題のあったことの後始末の間の問題点というのとはやはりおのずから違って、新規の分と今のこういう長い間続いてきた問題についての解決の時というものも考えていく必要があって、やはり病気はあるとき突然治るわけじゃないわけだから、治癒の過程の中における問題が発生して、それが正常な状態に戻るまでの間の措置ということの範囲まで免除という内容も、やはりもう少し範囲というか、そういう多様性を帯びさすことも私はやむを得ないんじゃないかと。そういう社会的な事象の後始末をするわけですから、新規に、今、奨学金幾ら、それについての免除という問題と、こういう1つの大きな、しかも長年にわたる、二十数年にわたるような問題点があったとして、この問題点の後始末というのは、1つの視点だけやなしに、やはりいろんな視点を複合的に判断してやらざるを得ない。それが、本来、裁量行為を持った行政当局の在り方ではないかという気がします。

【新川】 もともとの援助金支給の時点での裁量、それは毎年毎年されてきているわけですが、それについて問題だとされるようになってからのことを、当然、毎年度援助金が支給されているということがありますから、それ全体にわたって見直していくという観点からすれば、平成12年以前から支給をされている人も、援助金が交付され続けているとすれば、やはりそれについてはきちんと見直すべきであるというのが原則論として、中坊先生のご意見かと思いますが、そのところを、しかし、裁判所がこれまでの長期の観点で、13年度からの裁量決定の判断基準とは、やっぱりそこまでは違うはずだということで支給開始年度で区別をした裁判所の判断とはちょっと抵触をするということになるわけですが、安保先生、も

し重ねて何かその点，ございましたら。

【安保】 返還を求めるときの，先ほども言いました労力とかそういうことは考える余地はないと思うんですけども，やっぱり理屈づけはしておかないとというのがあって，債権債務があって，債権だと。ただ，一定こういう判断もあるので，こちらが請求することについて，今まで続けてきたことについての一定の裁判所の価値判断があるわけですよ。そのときに，そういう請求をするときの理屈づけとして困らないかという問題と，実際に，先ほど中坊委員がおっしゃいました債務不存在の訴訟とかを起こされるときに，本当にどうなのかというその疑問もあります。

それと，先ほど中坊委員がおっしゃった，じゃ，免除の範囲，免除するについて多様性をということは，それは例えば奨学金の返還が始まった時期によってこの基準を変えるという意味も含めての多様性なんでしょうか。そういうことは考えない？

【中坊】 考えない。

【安保】 そうすると，この続いた年月を本当にどう評価するかの問題はあると思います。

【中坊】 私の思いますのは，平成18年度までは，当初申し上げたように，何はともあれ，返還されてしまって債権債務がなくなっているんだから，それから以後のこととしての問題点ですから，そこでの区切りが私は可能なことではないかと。平成19年というのは非常に暫定的な答えで，執行停止という形になって，その年度で行われてきたということの区切りというか，思うんです。それを前提にして，市は考えればこそ，そういうことをされたわけだし，やっぱりそういう点を問題にして，何もかも，ただうやむやのうちに後遺症みたいなのがあったからと言っているんじゃない。やっぱり平成18年までは，当初申し上げたように，何はともあれ返還されてしまって債権債務がないんだから，それは切り捨てましょうと。しかし，平成19年度以降は，やはり基本的には全部見直す対象になってくるということが，やはり判決を受けて市当局がとった判断ですから，それを1つの目安というか基準にして物事を考えていくというのが，かえって私は1つのあり方ではないかということを言っているわけです。

【新川】 ありがとうございます。

確かに，前提として平成18年度までは既に2つの制度が並立する中で，奨学

金貸付金部分についての返還が、形式的にも実質的にも実施されてしまったという形になっておりますので、それをあえてどうするかというのはなかなか起こしにくいという、これはそのとおりであろうかと思えます。改めて、支給停止になっている19年度以降のところについて、どういう範囲で、特に長期にわたって援助金制度を適用されてこられた方々についてどうするかというところで少し意見の違いが残ったということであろうかと思えます。

このあたりは、研究会ですので、ここで結論を出す必要はなかろうかと思えますので、この点については総点検委員会にはそのまま、こういう議論が研究会としてはありましたという形でお伝えするということになりましたが、それによろしくございますか。研究会としてはそれでいいかなと思っております。

それから、返還免除の基準ということについても、いろいろ考えないといけないうことの方で、明確なはっきりとした返還免除基準というのがなければならぬ。でなければ、やはり理解が得られないというご意見。ここも、返還免除制度そのものを置くという大前提は共通であるといたしましても、その基準をどう作るかという点については必ずしも具体的に、じゃ、出しましょうというところまでは、当然、我々には出せないわけですが、その方向についても、一応国基準を基本にしてということと、それから、もっと柔軟にいろいろと実情を勘案しながら組み立てていってはどうかというご意見と、両方をいただいたということで総点検委員会に報告をさせていただくことになりましたが、そんな扱いでよろしくございますでしょうか。

というところで、いろいろご意見をいただいてきたのですが、今、一応今日論点としていただいたもの4点については一定ご意見をいただいたかと思えますが、ここまでのところで追加をして、あるいは何かそれ以外にございましたら。大体そんなところですかね。よろしいですか。

それでは、先ほどまとめさせていただきましたような形で、論点として残ってありましたところ、必ずしも研究会として、ここで1つの意見にまとまったということではないところがございますけれども、論点ははっきりしておりますので、そのところを総点検委員会に報告させていただき、総点検委員会のご意向というのを確認させていただいた上で中間報告に向けての取りまとめをさせていただくということにしていきたいと思います。

総点検委員会で平成16年からの新規説，あるいは激変緩和措置にも類するよ  
うなところの議論というのは少しご意見としてはいただけなかったのですが，こ  
のあたりは考え方として，一応，当研究会としては一定ご意見をいただいたとい  
うことでございますので，それに基づいて報告させていただければと思います。

もう一度確認だけさせていただきますけれども，自立促進援助金制度廃止時期  
については平成19年度から廃止をするということ。それから，2つ目の返還困  
難者に対する返還免除制度は当然創設をする。特に免除手続については当事者主  
義，当事者申請を基本にして毎年度の返還免除の手続をとっていくべきではない  
かということ。3つ目に，長期間の援助金の支給を受けている方々についての対  
応については，19年度以降については原則すべてというご意見と，確定判決の  
趣旨というのを勧案すべきであるというこの2つの論点があったということ。そ  
れから，免除基準について，免除制度はもちろん設けるわけですが，免除基準に  
ついてはもっと柔軟に，いろんなスキームが考えられるのではないかと。もちろん  
ベースは国基準という点では一致をしているわけですが，その具体的な適用の仕  
方として，それ以上に明確な基準はないのではないかとのご意見と，もっと柔  
軟にいろんな事例，実態に合わせたやり方というのを工夫する余地がもっとある  
のではないかとご意見をいただいたということで，当研究会の検討結果という  
ことで総点検委員会に報告をさせていただくことにしたいと思います。

中坊先生，安保先生，よろしゅうございますでしょうか。

【中坊】 会の進行というのは，私，それなりに若干，色々な審議会に関係してしまし  
て，思いますのは，なるべく決はとらないで，私も地方制度の審議会をやっていまし  
て，到達した1つの結論というのは，決をとらないという，何票と何票という差  
異によって決めるというのはやっぱりふさわしくない。できるだけ委員長にもお  
願ひして，僕も今言うていることに非常に固執しているというわけでも何もない  
わけですから，やはりお互いに，全員の方々がおおむね一致されるところで詰め  
ていくということが，私はこういう問題についての対応じゃないかなと。先ほど  
言うように，こういう，どっちに立ってもどっちかが非常に不利益を受けられる  
ということが当然に考えられる問題ですから，こっちが正しくてこっちが間違っ  
ているということは私はないという感じも持つんです。だから，本当にできるだ  
け全員一致で決められるような形にさせていただくことが必要ではないかと感じる。

【新川】 ありがとうございます。ご意見として承っておきたいと思います。

安保先生はよろしいですか。

【安保】 委員会として結論を出すときには、委員会としての使命があるので、具体的なところまでは、なかなかそれは実際のところでは出せないと思うんですけども、一定の方向性をきちんと確認できるようなところに持っていかないと、後で委員会として一旦まとめたときに、委員会の意見がすごく幅があって、かえって市民の信頼を損ねるような、あまりにも幅があり過ぎると、またちょっとその委員会の使命としては果たせていないんじゃないかということもありますので、まとめる場合には、委員の先生方の意見をできるだけ出していただいて、大筋で一定の方向がわかるという方向で、委員長、是非していただきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

それでは、一応、本日予定をしておりました論点についてのご検討はいただきましたので、研究会の議事進行は以上にしたいと思います。

事務局、何かそのほか、ございますでしょうか。

【事務局】 それでは、事務局から2点ほどですが、1点は、いつもと同じでございますが、配付させていただいております資料の説明です。

1つは、市民の皆様からのご意見ということで、内容的には、前回第4回総点検委員会に傍聴に来ていただいた方々のご意見と、別途、eメールでご意見を頂戴した分もでございます。これまで、7月23日以降、市民の方々から頂戴しているご意見をまとめましたので、この場に提出させていただきますとともに、他の委員の皆様にも同時に発送させていただいております。また、7月20日付で部落解放同盟京都市協議会から、この自立促進援助金制度についての意見書を頂戴してございます。既に委員の皆様にはお配りしているところでございますが、念のため、本日、意見書を添付させていただいております。

それから、今後のスケジュールでございますけれども、前回の総点検委員会でもご説明いたしましたとおり、当面、8月には上旬、中下旬と2回程度の総点検委員会を開催すべく、調整を今現在させていただいております。本日の自立促進援助金制度につきまして、具体的にこういった予測外の不利益が生じるかについて、事務局としても少し宿題を頂戴しましたけれども、その辺、もう少し整理をしていきたいと思っております。

当初のスケジュールでは、8月にはこの自立促進援助金制度の他に次の課題にも少し入っていくスケジュールになってございます。先ほどの宿題のこともございますので、次回以降は、当初のスケジュールどおり、並行して新しい議題に入っていくという進め方を願います。そのことにつきましても、過密なスケジュールで申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

事務局としては以上でございます。

【新川】 両先生、それでは、本日のところは以上でよろしゅうございますでしょうか。特にご質問がなければ以上にいたしたいと思います。

それでは、本日、ありがとうございました。以上をもちまして第3回、自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

了